

会議録

日 時	令和2年7月16日(木) 18時30分～20時00分
会 場	北広島市役所5階 委員会室
出席委員	渡邊憲介会長、福与春美副会長、西澤美香委員、斉藤圭美委員、小森亨委員、玉田充幸委員、福島宏幸委員、伊藤幸恵委員、野浪昌恵委員
欠席委員	堀允之委員
市出席者	広田子育て支援部長、高橋子ども家庭課長、記内子ども家庭課主査、大西子ども家庭課主査、金田子ども家庭課主事、花島子ども家庭課主事、佐藤子どもの権利相談員 教育委員会(説明員):河合学校教育課長、吉崎学校教育課主査

<開 会>

○事務局 本日はお忙しい中、子どもの権利推進委員会にご出席いただきありがとうございます。まず先ほど委嘱状をお渡ししましたが、交付が遅れ大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げますとともに、日頃より当市の福祉行政にご理解とご協力を頂きまして、まことにありがとうございます。重ねて厚くお礼申し上げます。

さらに、このたびの新型コロナウイルス感染症に関しましては、皆様におかれましても、感染拡大防止にご尽力とご協力をいただいたことに対しまして、深く感謝申し上げます。本委員会は、北広島市子どもの権利条例に基づき子どもの権利に関する施策の充実と子どもの権利の保障を推進するため、平成25年度に設置されたものであります。市は子どもの権利に関する施策について総合的、計画的に推進して行くための子どもの権利に関する推進計画を策定することとしておりまして、第2期の推進計画を委員の皆様にご尽力いただきながら策定してきました。本日は令和3年度からの第3期推進計画策定のために実施する子どもの権利に関する実態意識調査を中心にご審議をいただくこととしおります。この計画の推進によりまして、子どもにとっての最善の利益が尊重され子どもが幸せに暮らせるまちづくりが進められることとなっております。委員の皆様方には、大変お手数をおかけしますがよろしくお願いを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

○事務局 委員の皆様が初めての方もいらっしゃいますので、それぞれ自己紹介をお願いします。

(各委員、事務局 それぞれ自己紹介)

○事務局 次第の4番目になります、会長、副会長の選出をお願いします。子どもの権利条例施行規則第16条によりまして、委員の互選により選出となっておりますが、委員の方からご提案はございますでしょうか。

(B委員 :事務局からの提案でよし)

○事務局 ただいま、B委員から事務局提案でよい旨のご提案をいただきましたので、事務局から会長を渡辺委員、副会長を福与委員をお願いしたいと存じます。皆様の拍手で承認を取りたいと思います。

(拍手多数 異議なし)

会議録

○事務局 ありがとうございます。全員ご異議なしとのことで、会長に渡辺委員、副会長に福与委員ということで、決まりました。

それでは、本会議につきまして北広島市子どもの権利条例施行規則第16第3項により、出席委員が過半数を超えておりますので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

次に議事に入る前に、当委員会について簡単にご説明いたします。当委員会ですが、北広島市子どもの権利条例に基づき設置されたものでして委員は10名以内で構成されております。市長の諮問に基づきまして、子どもの権利に関する推進計画等の策定等、子どもの権利の関する事を調査審議し、これらの事項に関して自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることができることとなっています。

つづきまして、議事に入ります前に2点ほどお願いがございます。

1点目が会議の公開についてで、ございます。情報公開条例につきまして、会議の公開性が規定されており、市政運営の公平性を保つためのものがございます。

2点目は会議録の作成にご協力についてでございます。

北広島市市民参加条例におきまして、会議録を残し公表することになっておりますので、これについてご協力をお願いします。

それでは、これからの議事進行に関しましては、会長をお願いいたします。

○会長 それでは今、事務局の方からありました。会議の公開と、それから当会議録の作成につきまして何かご意見はございませんか？あればお聞きしたいと思いますけれどもなければ、よろしいですか。有難うございます。

それでは第1回目の北広島子どもの権利推進委員会を始めたいと思います。式次第に沿って進めます。2番目の(1)のところ、第2期北広島市子どもの権利に関する推進計画に係る取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (資料1に沿って説明)

○会長 ただいま令和元年度までの子どもの権利推進事業の取り組み状況についてお話ししていただきましたけれども、何かご質問等がある方いらっしゃいましたらお願いいたします。

○A委員 この計画に掲載されている事業は令和2年度においても継続されているのでしょうか。

○事務局 基本的には、継続して各事業を実施することになっておりまして、今回は令和元年度までの取り組みというところでご報告させていただきましたけれども、令和2年度の進捗状況につきましては、委員会の中でまたご報告をさせていただきます。

○会長 よろしいですか。他に何かご質問のある方いらっしゃいましたら、お願いいたします。

○会長 C委員お願いいたします。

○C委員 基本目標2の基本施策(4)のところ、健康に配慮され、適切な医療が受け

会議録

られること、予防接種のところですね。小児用肺炎球菌、成人用肺炎球菌が記載されていますが、この成人用肺炎球菌というか、掲載理由というか、接種対象の年齢は何歳なのでしょう。

○会長 事務局お願いいたします。

○事務局 こちらですぐにお答えできる資料がございませんので、後程こちらでお調べして、次回の時にきちんとお答えさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

○会長 他、委員の方は何かご質問等ありましたらお願いいたします
ございませんか。よろしいですか。それでは議事の1番目を終わりたいと思
います。次の2番目ですけれども、第3期の北広島市子どもの権利に関する推進計
画の策定に向けたスケジュールについて、事務局からお願いいたします

○事務局 (資料2に沿って説明)

○会長 ありがとうございます。事務局の方から、令和2年度ですね、スケジュー
ルについてお話ありましたけれども何かご質問がありましたらお願いいたしま
す。

事務局から出されたスケジュールでよろしいですか。ありがとうございます。
それでは、3番目ですけれども、子どもの権利に関する実態・意識調査の実
施についてで事務局の方、お願いいたします。

○事務局 (資料3に沿って説明)

○会長 ありがとうございます。前回の調査項目から変わったところの説明があ
ったと思いますが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。
はい、C委員お願いいたします

○C委員 2つほどお願いします1つ目は小学生用にふりがながたくさん振ってある
のはとてもいいことだと思いました。

でも問のなかで、初めに振り仮名があるのですが、後半に抜けているとこ
ろがありました。

それから気がついたところなんですけど、これは校正になってしまいます。
すいません細かくて。問7で、わかってくれていると思う人にできないのか
と気が付きました。それから文言ですが、1つ気がついたのは、当てはまる
ものに1つ、いくつでも付けてくださいという項目の表現ですが、それら3
通りありましたので、統一したらどうかということ。

例えば、問18、当てはまるもの1つをですね。そして問18-1から問18-
2のところは当てはまるもの1つということと、問18-4のところ、当ては
まるものに1つにというふうな言いまわしなので後半の「に」は不要かなと
思いました。

小学生は終わりました、中学生のところでは問18、○を付けた方に聞きま
すの部分の「お」が抜けています。

以上ですが、もう一つインターネットの問です。小学生と中学生の質問項目
についてですが、全く同じということで、中学生の場合、私たち人権擁護委

会議録

員の仲間のものがインターネットと人権ということで、人権教室を開いているのですが、そこで人権教室をする前に事前に生徒さんにスマホや携帯電話の所持率などについてアンケート調査を行いました。

これは札幌の法務局札幌の人権擁護委員協議会で扱っているものであります。

中学生に「あなたはどんな機種を持っていますか？」で、複数回答でスマホ、携帯、タブレットなどの選択肢があります。

「あなたが利用している、SNSを次の中から選んでください」複数選択回答にして、SNS、ライン、フェイスブック、チャット、写真系、動画系など複数回答で選んでいただいています。

次に「あなたが使用しているゲームの名前を教えてください」というものです。使用しているゲームになると、その使用しているゲームによって、被害の状況が変わってくるというもので、これは聞いたほうがいいのではないかと考えております。

次に「あなたはネットいじめや画像の流出等の被害に遭ったことがありますか」次に「あなたはネットトラブル等の被害に遭った友達から相談されたことがありますか」そして、「あなたが被害に遭ったとき、だれかに相談しましたか」これは抜粋したのですが、これによってだいぶ今の子どもたちの状況が判断でき、北広島市の子どもの権利条例に、どういう目的でどこまで施策として盛り込むかはわかりませんが、ちょっと参考までに申し上げました。以上です。

○会長 ありがとうございます。これについて、事務局の方で何かございますか？

○事務局 いろいろご意見ありがとうございます。まず、最初の方でご指摘していただいた誤字脱字につきましては大変申し訳ございませんでした。確認して修正いたします。2つ目のほうで、人権教室のほうで同じような調査をされているということで、この幾つかの非常に参考になる項目を教えてください、ありがとうございます。1部ちょっと参考にさせていただくことも含めて、検討したいと思ひまして、できれば後でその資料を参考とさせていただきますと思います。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○A委員 同じような内容なのですが、そのインターネットの項目ですが、小学生ではこれでいいのかなと思うんですけども、中学生以上になると、具体的にスマートフォンをもっといじっている子どもも多く、内容も多岐にわたりますし、先ほどC委員の質問内容と同じなんですけども、自分の情報を書き込んだことがあるかないかとか写真等も含めてなんですけれども、あともう1点、インターネット集約でSNSの被害に実際にあったことがあるかないか。これは中学生以上で、実際に聞いていただくと、北広島の子どもたちの実態がわかるのかなと思っております。

あと、虐待としつけについてですね。また昨年度の事しか分からないのですが、「叩くことはしつけではない」というような、社会的にも言われた事と思うんですけども、それを子どもたちはどう考えているのかな？と、叩かれた事があるのかなのか。それはしつけにも基づいて行なわれたとしたら、子どもたちがそれを受け方によっては違うと思うんですが、ちょっとそこは聞いていただければ・・・と、思います。それと小学生・中学生でも、その持っていないと持っているということによって、仲間はずれにされたこと

会議録

- C委員 それに関してなんです。人権擁護委員さんは子どもの権利条例の事を話してくれないかと、頼まれたことがあるんですが、私たちのほうで話し合いをした結果、子どもの権利条例まで、私たちが研究というかそういうことをしていませんので、人権教室の中には、入れていません。
- 人権とは何か、みんなが持っている一人一人の人間が持っている幸せに生きる権利ということで、その人権を侵害されている人もいるけど、どうしようとかそういう人権に関することを専門に人権教室では使っていますので、今おっしゃられたように市P連さんで行うものと、私たちが行うものと分けてくださるといふ事は、嬉しく思います。
- 会長 ありがとうございます。私の大学でですね、今回から全部遠隔授業となっています。そこで、始めるときに学生に、インターネットの所有率が、どの位あるのか、調査したのですが意外にも余り持ってないんですね。
- スマホだとか、携帯は持っているのですけれども、パソコンだとかそれからパソコンから出てきた資料をプリントアウトするだとか、そういう器械がないんですよ。
- ですからパソコンをきちんとインターネットの環境がない学生が非常に多かったんですね。
- それで、校長先生、教頭先生がした小学校の子どもさんや中学校の子どもさんの方で、どれくらい家庭の中にインターネットの環境があるのかですとか、スマホだとかの所持率だとかですね、わかればちょっと聞きたいなと思ったんですけども、わかる範囲でお願いできればなと思いますが、いかがでしょうか？
- B委員 ちょうど校長会でも、この前調べて資料もあるんですけども、今日もしかしたら、聞かれるかも・・・と思い、丁度持ってきたところでした。
- 携帯は、ほとんどが持っているのかと思っていたのですが、北広島の方はすごい持っているという事はなく、3年生で60%くらいだったんじゃないかな・・・と、まあ昔よりは上がっていますね。昔は半分ぐらいだったかと。中学校は合格発表の後に、グッと、つい増えますので、北広島は今回教育委員会を中心に、他の管内にはないことだったのは、ネットで配信して、授業をやりましたので、それで調べたんですけど、ない家庭には機器等を貸し出すことも可能にしたのですが、何かしら親は機器等を持っています。
- それと合わせると、本人たちが持っている数は、半分はいかなかったんじゃないかというような感じでした。
- D委員 私もちょっと北の台小学校の情報しか、ほとんど持っていないのですが、今回の事で、おっしゃられたとおり、北広島市独自で動画配信とか各種授業の配信を行ったんです。個人で持っているお子さんはやっぱり、高学年に結構増えていました。今回動画等を見たのがやっぱり、保護者の方を活用してというのが多くて、実際はやはり委員長おっしゃられたとおり、パソコンだとかを持っている家庭は、比較的少ないです。
- それで、おっしゃられた通り印刷する器械がないので、学校で印刷してさしあげるといふような家庭もありました。
- その他に関しては、保護者の持っている率が非常に高いです。そういう感触を得ています。

会議録

- 会長 そのほかの委員の方々、何かご質問はありませんか？
- E委員 小学生 4 年生から 6 年生の回答の仕方、ここには保護者の方が思っていることや、考えていること自由に書くようにお伝えください。全部答えられなくても構いませんので答えられるところだけ書いてくださいとあります。お子様によっては、これ学校で出されたのではなく、市から選ばれてこう送られていくので、その子の学力やいろいろなものがあるかと思うんですね。
- その中でももしかすると、全部答えられなくても構いませんので書いてあっても、まじめな子が全部答えなくちゃ・・・と思ったり、回答に困ったりとかしちゃうのかなと、多分そういうところで、回答率が下がっちゃうのかなと。1000 人に対して回答率が上がる方が、やっぱりきちとしたものができるので、4 年生になると相談とか、お母さんにちょっと聞く、保護者に聞くっていうこともあってもいいのかなと。これだと、一人でやらなきゃいけないような対象になっているので、もう少し、小学生に関しては余裕のある、回答の仕方もいいのかなと思いました。以上です。
- 会長 事務局何かあります。
- 事務局 ご質問ありがとうございました。大事な視点であると思いますので、先ほどの内容なども含めまして、検討したいと思っております。
- 会長 他の委員の方々に何かご質問とかはないですか。
- (質問等なし)
- 会長 他のご質問等がなければ、それじゃ、その他ですけれども、事務局の方から報告等ありましたらお願いします。
- 事務局 (その他の報告事項に沿って、説明)
- 会長 有難うございます。何かご質問等があればお願いします。
委員の方々から何かございますか。よろしいですか。
それでは、第 1 回目の子どもの権利推進委員会を終わらせてもらいます。ありがとうございました。